

岐阜県公報

第三千二十七号
平成三十一年三月一日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県退職消防団員報償規則の一部を改正する規則 (消防課) 九七ページ
 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する
 条例施行規則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) 一〇〇

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 一〇〇
 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
 例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一〇〇
 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する
 規則 (同) 一〇一

告示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の
 指定の解除 (環境管理課) 一〇一
 土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない
 区域の指定 (同) 一〇一
 道路の区域変更 (道路維持課) 一〇一
 都市計画事業の変更認可 (都市整備課) 一〇二
 都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道) (下水道課) 一〇三

公示

県営土地改良事業の変更計画の決定 (農地整備課) 一〇三
 土地改良区役員^の退任及び就任 (岐阜県農林事務所) 一〇三
 平成三十一年度岐阜県警察官A採用試験の実施 (人事委員会) 一〇四

規則

岐阜県退職消防団員報償規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県退職消防団員報償規則の一部を改正する規則

岐阜県退職消防団員報償規則(昭和三十八年岐阜県規則第七十号)の一部を次のよう
に改正する。

第七条中「個人別調書」を「岐阜県退職消防団員報償員申者名簿」に改め、「県事務
所長を経由して」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の申請(県事務所の所管区域内の市町村長が行うものに限る。)は、県事務所
長を経由して行うものとする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

第1号様式 (第7条関係)

年 月 日

岐阜県知事 様

市町村長

印

退職消防団員報償具申書

このことについて、該当者は、下記のとおりでありますから、別添のとおり関係書類を添えて具申します。

記

該当者 人

第2号様式 (第7条関係)

岐阜県退職消防団員報償具申者名簿

岐阜県退職消防団員報償具申者名簿						具申市町村名	
退職時の消防団名	退職時の階級	氏名	退職年月	勤続年数	刑罰等の有無	備考	
			・	・			
			・	・			
			・	・			
			・	・			
			・	・			
			・	・			
			・	・			
			・	・			
			・	・			
			・	・			
			・	・			
具申者の合計人数			人				

注

- 1 退職時の消防団名及び階級並びに氏名については、文字の書体を明朝体とし、文字の大きさを16ポイント程度とすること。また、氏名については、氏と名の間を1字分空けること。
- 2 退職時の消防団名欄については、正式名称を記載することとし、消防団の前を1字分空けること。
- 3 退職時の階級と最高階級とが異なるときは、退職時の消防団名欄に最高階級時の消防団名を、退職時の階級欄に最高階級を記載すること。
- 4 死亡退職者については、備考欄に、死亡退職である旨及び死亡年月日を記載すること。
- 5 退職者氏名等に特殊文字を使用し、その漢字の入力変換ができない場合は、手書きにすること。また、退職者氏名に特殊文字を使用している場合は、退職者氏名欄の当該文字を○で囲むとともに、備考欄に大きく見やすく記載すること。
- 6 刑罰等がある場合には、備考欄に詳細を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七号

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二九の項中「再生加熱アスファルト混合物にあつては、熔融スラグを原料の一部として用いること。廃ゴム、廃ガラス又は陶磁器くずを使用した舗装材にあつては、二

「はいじん又は燃え殻を使用した地盤改良材

〇パーセント以上使用していること。」を 再生加熱アスファルト混合物にあつては、

「廃ゴム、廃ガラス又は陶磁器くずを使用し

にあつては、六〇パーセント以上使用していること。

熔融スラグを原料の一部として用いること。」に、「又は陶磁器くずを

た舗装材にあつては、二〇パーセント以上使用していること。」

使用した再生砂」を「陶磁器くず又は熔融スラグを使用した再生砂」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号チを次のように改める。

チ 障がい者を対象とした職員採用試験

第二十二条第一項第一号ワを次のように改める。

ワ 障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験

別表行政職の表警察本部長の項本庁課長の欄中「鑑識管理監」を削り、別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄中「サイバー犯罪対策室長」を削り、同項本部課長補佐の欄中「科学捜査研究所副所長」を削り、別表研究職の表警察本部長の項主任専門研究

員の欄中「研究官」を 「科学捜査研究所副所長

研究官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三警察本部長の部署警察本部の項中、「鑑識管理監」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表警察本部長の部署警察本部の項六級の欄中、「~~警備課長~~」を削る。

別表第一ロの表警察本部長の部署警察本部の項六級の欄中、「~~警備課長~~」を削り、同項七級の欄中、「~~警備課長~~」を削る。

別表第一ハの表警察本部長の項三級の欄中「~~研究員~~」を「~~警備課長~~」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下

「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

平成三十年岐阜県告示第二百七十六号により指定した区域（羽島郡岐南町上印食三丁目一五二番の一部）の全部（平成三十年岐阜県告示第四百八十三号により指定を解除した区域以外の区域）

二 指定に係る特定有害物質の種類

ほふ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第九十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十一年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

多治見市前畑町五丁目八番一、三五、四三及び四五並びに二番五、一二及び一七の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

岐阜県告示第一百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
河神岡線		河神岡線		飛騨市河合町天生字小沢上六二四番四地先地内		後	前	後	前	後	前	後	前
						四・〇	三・〇	四・〇	三・〇	三・二	三・二		

岐阜県告示第百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
河神岡線		河神岡線		飛騨市河合町月ヶ瀬字さがし山七五番二地先から同市河合町同先まで		後	前	後	前	後	前	後	前
						三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・三	三・三		

岐阜県告示第百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、可児都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
可児市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
平成二十六年岐阜県告示第六十四号 可児都市計画道路事業 三・五・五号前波田白線
- 三 事業施行期間
平成二十六年二月二十八日から
同 三十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

岐阜県告示第百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、可児都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 施行者の名称
可児市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十二年岐阜県告示第二百八十三号 可児都市計画道路事業 三・四・九号可児駅前線

三 事業施行期間

平成二十二年四月九日から
同 三十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

岐阜県告示第四百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により土岐都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

高山市

二 都市計画事業の種類及び名称

高山市計画下水道事業 高山市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年十一月十七日から
平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名 （旧溜池地区）	中津川1期地区	縦覧場所	中津川市役所	縦覧期間	平成三一年三月一日から 三月三十一日まで
---------------------	---------	------	--------	------	-------------------------

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
中濃用水 高富土地 改良区	平成 三〇・三・三	理事	鷲見英俊	六〇番地二 山県市高富
			鷲見重成	九六番地
			鷲見義孝	七一番地一
			杉山正樹	六三五番地
			杉山晃	六〇二番地二

就任した役員	地名	就任年月日	役名	氏名	住所	番地
土改良区	瓜野	三〇・四・一	理事	鷲見美好	山県市高富	一三〇番地一
中濃用水	打田			打田紀久雄		四九八番地二
高富土地	恩田			恩田洋子		一八九七番地
改良区	杉山			杉山隆康		一八六八番地
	瓜野			瓜野文美		一八五六番地
	同			同		一〇二二番地一
	同			同		一七五九番地一
	同			同		九四番地
	同			同		六五七番地
	同			同		一八二五番地
	同			同		八一番地一
	同			同		一八〇番地
	同			同		一八六番地二
	同			同		六三五番地
	同			同		六〇二番地二
	同			同		九四四番地二
	同			同		一九二三番地一
	同			同		四三八番地
	同			同		一八二一番地
	同			同		一八五九番地四
	同			同		一〇一七番地二
	同			同		一五九九番地
	同			同		一八五六番地
	同			同		六五七番地

同 鷲見 準 一 同 七四番地三

平成三十一年度岐阜県警察官A採用試験の実施
 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成三十一年度岐阜県警察官A採用試験を次のとおり実施します。
 平成三十一年三月一日

岐阜県人事委員会
 委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。
 一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員	警察官採用試験		
			警察官A (男性)	警察官A (女性)	警察官A (女性)
警察官A (男性)	十	十人	十人	五人	十人
警察官A (女性)	十	十人	十人	五人	十人
警察官A (女性)	十	十人	十人	五人	十人

二 職務内容
 警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受験資格
警察官A (男性) 警察官A (女性)	平成三十一年十月一日の採用に応じられる者で、次に掲げるもの 一 平成三十一年四月一日における年齢が三十五歳未満の者で、大学を卒業したもの又は採用予定日前に大学を卒業する見込みのもの 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者

次に掲げる者

一 平成三十一年四月一日における年齢が三十五歳未満の者で、大学を卒業したもつ又は平成三十二年三月までに大学を卒業する見込みのもの

二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成三十一年五月十二日（日）午前八時三十分から、岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

大学卒業程度の一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を二時間三十分に行います。

(2) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(3) 資格加算

柔道、剣道、語学（英語、中国語、ポルトガル語又は韓国語）、簿記、情報処理又はスポーツ経歴における資格の調査を行います（資格を証明する資料の

写しの提出を求めます。)

(三) 合格者の発表

平成三十一年五月二十日（月）（予定）に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成三十一年六月上旬から下旬（予定）までの間に、岐阜市において行います。
なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検査基準
視力	両眼とも裸視視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。

(2) 体力検査

敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います（検査予定項目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力及び二十メートルシヤトルラン）。

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います（所定の身体検査書の提出を求めます。）。

3 最終合格者の発表

第一次試験及び第二次試験の成績並びに受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成三十一年七月中旬（予定）に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により合否結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された後、警察本部長からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定日は、原則として警察官A（男性）及び警察官A（女性）が平成三十一年十月一日、警察官A（男性）及び警察官A（女性）が平成三十二年四月一日です。

ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、六か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就くこととなります。

六 給与等

平成三十一年度新規採用者の初任給は、大学卒業業者で二十一万四千三百円（予定）で、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページから入手することができます。

岐阜県公式ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/gifuken-keisatu/saiyo/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った返信用封筒（宛先明記の角形二号封筒）を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要な事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分（「警察官A（男性）受験」、「警察官A（女性）受験」、「警察官A（男性）受験」又は「警察官A（女性）受験」）を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、〒500 8500（住所不要）岐阜県警察本部警務課宛てで郵送してください。

なお、受験票は、申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を指定された場所に貼り、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成三十一年三月十三日（水）から同年四月十日（水）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送の場合は、平成三十一年四月十日（水）までの消印があるもの限り受け付けます。

八 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

九 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 八七九六）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。